

**【表②】 特別控除証明書**

※コピーでの書類提出は全てA4サイズに統一してください。

(申請者が任意で提出する書類)

※同一生計を営んでいる世帯員の中に該当者がいる場合所定の金額を所得から控除できます。

以下の書類は任意での提出となります。該当する方がいる場合でも必ず提出しなければならないわけではありません。

同一生計に該当者がいる場合	書類名
障害者がいる場合	身体障害者手帳のコピー
単身赴任者がいる場合 (主に家計を支えている人が単身赴任等で別居している場合)	別紙「単身赴任・長期病気療養費用等申告書(任意提出)」に別居のために特別に支出している住居費・光熱水量費等の支払いを証明できるものを添付してください。(必須ではありません)
長期療養(6ヶ月以上)者がいる場合	別紙「単身赴任・長期病気療養費用等申告書(任意提出)」に医療機関からの領収書のコピーを添付してください。(申請前1年以内の領収書のコピーを提出) ※申込時点で療養を終えている場合は、控除の対象となりません。
災害等の被害があった場合(申請前1年以内)	り(被)災証明書、修復証明書、領収書等